

認可地縁団体 ハンドブック

鳥 取 市

目次

P 2	はじめに
P 2	1 「地縁による団体」とは？
P 3	2 法人として認可を受ける要件は？
P 4	3 認可を受ける前にしておくことは？(資産を保有する場合)
P 5	4 認可申請の方法は？
P 7	5 認可後の手続きについて
P 1 3	6 告示事項と規約に変更があった場合
P 1 6	7 認可地縁団体の注意事項
P 1 6	8 認可の取り消し、法人の解散・破産
P 1 8	9 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例
P 2 1	1 0 よくある質問
P 2 7	資料編

はじめに

地縁による団体（自治会・町内会等）が、集会所などの不動産を保有している場合、**会長名義や会員の共有という形で不動産の登記が行われていることが少なくありません。**

個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより町内会等の構成員でなくなったときに、名義の変更や相続などの問題を生じることになります。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、**町内会等が一定の要件を満たすことによって法人格を取得できるようになりました。**

令和3年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により地方自治法の一部が改正され、町内会等は、不動産の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができるようになりました。

このハンドブックでは、町内会等がこの規定に基づき、法人格を取得して『認可地縁団体』となる際の申請手続きなどについて紹介していきます。

○町内会等を法人化することでこんなことができるようになります

- ① 町内会等の名義で不動産登記ができます
- ② 集会所を整備する場合、金融機関から融資を受けることができます

1 「地縁による団体」とは？

地方自治法260条の2において法人格付与の対象となるのは『**地縁による団体**』（＝自治会、町内会、部落などの団体）です。

地縁による団体は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されます。

すなわち、その区域に住んでいるということだけで、会員（構成員）になれる団体ということです。従って、青年団や婦人会などのような、性別や年齢の条件が必要な団体や、趣味やサークルのように活動の内容が限定された団体は対象になりません。

2 法人として認可を受ける要件は？

町内会等が法人格を得るためには、その団体の所在する市町村長の認可を受ける必要があります。認可の要件としては、以下の4点があります。

(1)地縁による団体のある区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることと認められること。

「地域的な共同活動」とは、スポーツや社会福祉などといった特定の活動ではなく、広く地域社会の維持や形成に貢献するものをいいます。つまり、清掃・美化・防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な町内会等の活動をしていることを意味します。

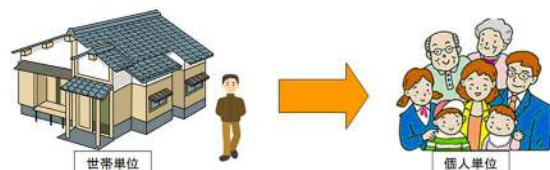
(2)その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

区域は「町又は字及び地番又は住居表示(※)」により表示するほか、場合によっては、河川・道路等により表示することもできます。区域は、住民にとって客観的に明らかな形で境界が画されている必要があります、流動的なもの・不安定なものは認可の対象とはなりません。飛地については、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

※住居表示とは…住所の表し方の一つで、街をわかりやすくしたり、郵便物を配達しやすくしたりすることを目的にした制度で、街区符号や住居番号を用いて表されます。鳥取市では一部の地域で実施されています。

(3)その区域に住所のあるすべての個人が構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

その区域に住む人みんなが町内会等に参加できるということです。認可地縁団体は一人ひとりを構成員とすることから、世帯を単位にすることはできませんし、区域に住所があること以外に年齢や性別、国籍などの条件をつけることはできません。ここでいう「相当数」は、その区域の全住民(町内会等未加入世帯、子ども、外国人等を含む)の過半数を指します。ここが認可前との大きな違いになりますし、このような理由から、認可後は構成員一人ひとりに表決権が付与されることになります。



(4)規約を定めていること。この規約には①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていること。

上の8つの事項は規約で定める必要がありますが、規約にそれ以外の事項を定めることもできますし、規約の名称も「〇〇自治会規則」や「△△町内会規定」とすることもできます。

3 認可を受ける前にしておくことは？(資産を保有する場合)

町内会等は地縁による団体として認可を受ける前に、町内会等の名義で登記をしようとしている集会所やその土地について、その所有者を確認することをおすすめします。それは、町内会等の名義で登記をするにあたり、現在登記簿上所有者となっている方から、町内会等への所有権の移転について承諾していただく必要があるためです。このとき、既に相続が発生していれば、原則その資産を相続しているすべての方々に承諾をいただく必要があります、そもそもこの方々からの承諾を受けることができない場合、町内会等を法人化しても町内会等の名義での登記をすることが困難になります。

ただし、どうしても登記簿上所有者となっている人やその相続人の所在が分からないという場合(例：不動産登記をした当時の会長1名の所有になっていて、その所在が分からない場合)には、家庭裁判所に申し立てを行い、「**財産管理人**」を選任した上で、所有権の移転登記を行うことができます。

また、平成27年4月1日に施行された地方自治法の一部改正により、認可地縁団体が一定期間所有(占有)していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで認可地縁団体へ所有権移転の登記をできるようにする特例制度が設けられています。

(P18 “認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例”)

法人格を取得する前に、所有する不動産等の権利者に所有権移転について承諾を得ておくか、またはそのメドをつけておく！

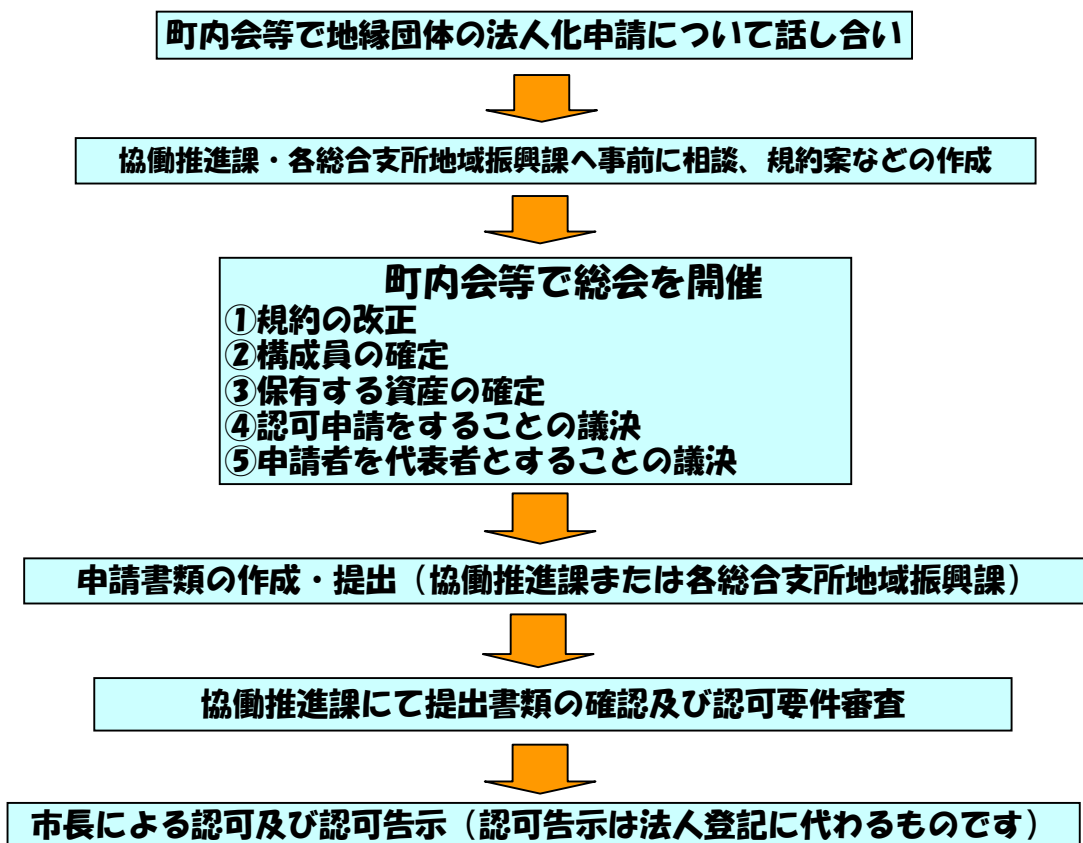
→認可地縁団体への所有権移転登記をスムーズに行うためです。

4 認可申請の方法は？

町内会等の地縁による団体が、法人格を得るために認可申請を行う際は、その団体の会則等に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会などでの議決では認められません）。

認可を受けようとする地縁による団体は、総会で認可申請を行う旨の決定を行った上で、代表者が認可のために必要な書類をそろえて、市長に申請することになります。

■ 認可申請手続きの流れ



■認可申請に必要な書類

① 認可申請書…（P. 28）

② 規約（参考例）…（P. 29）

※（１）目的、（２）名称、（３）区域、（４）主たる事務所の所在地、（５）構成員の資格に関する事項、（６）代表者に関する事項、（７）会議に関する事項、（８）資産に関する事項を必ず定める必要があります。

③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会議事録等）…（P. 40）

※この総会は認可前の旧規約に基づいて行われることになります。

④ 構成員の名簿…（P. 42）

構成員全員の氏名、住所を記載したものです。様式は問いません。また、自署である必要はありません。

なお、この名簿は総会等の定足数に影響するものですから、住民の転出入、死亡、出生、子どもの成長等の度に構成員となるかどうかの確認をし、その都度名簿の手入れをする必要があります（その際市に届出をする必要はありません）。

⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

直近の年度の事業報告書や決算書、事業計画書や予算書等、町内会等の具体的な活動が分かる書類のことを指します。

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類（承諾書）…（P. 43）

申請者が代表者であることを承諾した旨の承諾書等で、申請者本人の署名、押印のあるものを提出してください。

5 認可後の手続きについて

1 認可地縁団体証明書の交付について

認可地縁団体は、市（協働推進課）に請求を行うことにより、認可地縁団体であることの証明を受けることができます。

なお、証明書の交付には若干時間を要しますので、予め御了承ください。

【請求に必要なもの】

- ・ 認可地縁団体証明書交付請求書…（P. 44）
- ・ 認可地縁団体証明書交付手数料 300 円

令和8年10月1日から、原則、証明書に代表者等の住所の表示は行いません。住所の表示された証明書を希望する場合は、請求の際にその旨を申し出てください。なお、代表者以外の方が、住所の表示された証明書の交付を希望される場合は、代表者の委任状が必要です。また、過去の代表者も含めた住所の表示が必要な場合は、過去の代表者の委任状も必要となります。

証明書に住所の表示が必要かどうかについては、事前に提出先に確認をお願いします。

2 認可地縁団体の印鑑について

2-1 認可地縁団体の印鑑登録申請

認可地縁団体は、市（協働推進課）への申請により、町内会等の印鑑を登録することができます。

※登録できない印鑑

1. 地縁団体の名称又は代表者等の氏名、氏若しくは名若しくは氏名の一部のいずれも表されていない印鑑
2. 印影の大きさが、一辺の長さ 8 mm の正方形に収まる印鑑、又は一辺の長さ 30 mm の正方形に収まらない印鑑
3. その他印面の変形しやすい印鑑や印影の照合が困難な印鑑 など

【申請に必要なもの】

- 1 代表者（注1）による申請の場合
 - ・ 代表者の印鑑
 - ・ 代表者の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
 - ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書…（P. 46）

2 代理人（注2）による申請の場合

- ・代理人の印鑑
- ・代表者と代理人の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・代理人に登録を委任する委任状
- ・認可地縁団体印鑑登録申請書…（P. 46）

2-2 登録した印鑑の証明が必要な場合

認可地縁団体は、市（協働推進課）に印鑑を登録したのち、印鑑登録証明申請を行うことにより、市からその証明を受けることができます。

【申請に必要なもの】

- 1 代表者（注1）による申請の場合
 - ・認可地縁団体印鑑登録証明申請書…（P. 48）
 - ・印鑑登録証明書交付手数料300円
- 2 代理人（注2）による申請の場合
 - ・代表者の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
 - ・代理人に印鑑の証明を委任する委任状
 - ・認可地縁団体印鑑登録証明申請書…（P. 48）
 - ・印鑑登録証明書交付手数料300円

2-3 印鑑を亡失した場合

ただちに、市（協働推進課）に届出をする必要があります。

【届出に必要なもの】

- 1 代表者（注1）による申請の場合
 - ・代表者の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
 - ・認可地縁団体印鑑亡失届出書…（P. 50）
- 2 代理人（注2）による申請の場合
 - ・代表者と代理人の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
 - ・代理人に印鑑亡失の届出を委任する委任状
 - ・認可地縁団体印鑑亡失届出書…（P. 50）

2-4 印鑑を廃止したい場合

市（協働推進課）に届出をする必要があります。

【届出に必要なもの】

- 1 代表者（注1）による申請の場合
 - ・認可地縁団体印鑑登録廃止届出書…（P. 52）

2 代理人（注2）による申請の場合

- ・代表者の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・代理人に印鑑の廃止の届出を委任する委任状
- ・認可地縁団体印鑑登録廃止届出書…（P. 52）

注1 代表者のほか、

- ①職務代行者（裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者）
- ②地方自治法第260条の9に規定する仮代表者
- ③地方自治法第260条の10に規定する特別代理人
- ④地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人も手続きを行うことができます。

注2 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する、台帳に記載された代理人をいいます。

3 その他

3-1 不動産登記

認可地縁団体は、法人格を得ることで、団体名義で不動産登記ができますようになります。登記の手続きの際には1（P. 7記載）の認可地縁団体証明書が必要となりますので、市（協働推進課）に請求を行ってください。

なお、証明書の交付には若干時間を要しますので、予め御了承ください。

【請求に必要なもの】

- ・認可地縁団体証明書交付請求書…（P. 44）
- ・認可地縁団体証明書交付手数料300円

※不動産登記の手続きについては、鳥取地方法務局へお問い合わせ下さい。

鳥取地方法務局

鳥取市東町2丁目302番地 電話（0857）22-2191

3-2 集会施設を整備する際に融資を受けるとき

認可地縁団体が金融機関から融資を受けて集会施設を整備する際に、1（P. 7記載）の認可地縁団体証明書が必要となりますので、市（協働推進課）に請求を行ってください。

なお、証明書の交付には若干時間を要しますので、予め御了承ください。

【請求に必要なもの】

- ・認可地縁団体証明書交付請求書…（P. 44）
- ・認可地縁団体証明書交付手数料300円

3-3 各種税金について

認可地縁団体には、法人税や消費税、その他税に関する法令の規定が適用されます。各種税金の詳細は以下のとおりです。

認可地縁団体にかかる税金

税の種類		収益事業を行わない場合		収益事業を行う場合	
		任意団体	認可地縁団体	任意団体	認可地縁団体
市税	法人市民税	非課税	均等割のみ課税 免税措置あり	均等割・法人税割 課税	均等割・法人税割 課税
	固定資産税	通常どおりの課税 ※認可地縁団体であるかどうかにかかわらず ※公益目的に供するものは、減免措置あり		通常どおりの課税 ※認可地縁団体であるかどうかにかかわらず	
県税	法人県民税	非課税	均等割のみ課税 免税措置あり	均等割・法人税割 課税	均等割・法人税割 課税
	法人事業税	非課税	非課税	課税	課税
	不動産取得税	通常どおりの課税 ※認可地縁団体であるかどうかにかかわらず ※公益目的に供するものは、減免措置あり		通常どおりの課税 ※認可地縁団体であるかどうかにかかわらず	
国税	法人税	非課税	非課税	課税	課税
	登録免許税	課税 ※不動産登記した 名義人（個人）	課税 ※不動産登記した名義人 （団体）優遇措置無し	課税 ※不動産登記した 名義人（個人）	課税 ※不動産登記した名義人 （団体）優遇措置無し

(1) 法人市民税・法人県民税

認可後は、鳥取市と鳥取県に法人設立の届出を提出しなければなりません。

法人設立時に提出する書類	
鳥取市（市民税課）	鳥取県（東部県税事務所課税課）
①法人設立（設置）・異動申告書	①法人の設立等届出書
②認可通知の写し	②認可通知の写し
③規約の写し	③規約の写し

また、収益事業を行わない認可地縁団体は、法人市民税・法人県民税が課税免除されます。法人市民税は手続不要ですが、法人県民税については初年度に限り申請手続きが必要です。詳しくは鳥取市市民税課、鳥取県東部県税事務所までお問い合わせください。

(2)収益事業を開始・廃止したとき

認可地縁団体が収益事業を行う場合には、以下の手続きが必要です。

届出先機関	提出書類
鳥取税務署	開始の場合：収益事業開始届 廃止の場合：収益事業廃止届
鳥取市市民税課	・法人等の設立（設置）・異動申告書 ・税務署に提出した書類の写し
鳥取県東部県税事務所 課税課	・法人の異動・変更等届出書 ・税務署に提出した書類の写し

なお、個々の事例が収益事業に該当するかについては、鳥取税務署にお問い合わせください。

(3)固定資産税・不動産取得税

認可地縁団体に賦課される固定資産税及び不動産取得税は、法人格取得の前後において変更があるものではなく、認可地縁団体であるかどうかに関わらず、従来どおりの課税がなされます。

つまり、従来から減免の対象となっている公益目的に供する町内会の集会所等の土地及び家屋については、鳥取市の固定資産税、鳥取県の不動産取得税ともに減免の対象になる場合がありますので、鳥取市固定資産税課、鳥取県東部県税事務所に「減免申請書」を提出してください。詳しくは鳥取市固定資産税課、鳥取県東部県税事務所までお問い合わせください。

3-4 みなし譲渡所得の非課税措置

平成20年12月1日から施行された新公益法人制度において、公益目的事業について「地域社会の健全な発展を目的とする事業」が掲げられたことから、地域社会に着目して事業を行う法人についても公益性が認められることになりました。

すなわち、認可地縁団体は、その区域において良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として設立される法人であり、まさに税制上公益性を有する法人としての取扱いがされたと考えられます。

これにより、平成21年度の税制改正において、以下の措置が講じられました。

規約に次の基準を満たす定めのある法人の場合、税務署に対してみなし譲渡所得の非課税承認申請を行うことができ、国税庁長官の承認を受ければみなし譲渡所得が非課税となります。

- ① 資産に関する事項に、当該法人が解散した場合に、その残余財産が地方公共団体、当該法人以外の認可地縁団体、公益社団法人または公益財団法人に帰属する旨の定めがあること。
- ② 資産に関する事項に、剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。

なお、税務署に対する承認申請の詳細については、鳥取税務署へお尋ねください。

鳥取税務署

鳥取市富安2丁目89番地4 電話(0857)22-2141

各税のお問合せ先

■法人市民税 鳥取市総務部税務・債権管理局 市民税課 税制係
鳥取市幸町71番地 本庁舎2階 電話(0857)30-8145

■固定資産税 鳥取市総務部税務・債権管理局 固定資産税課 償却資産係
鳥取市幸町71番地 本庁舎2階 電話(0857)30-8156

■法人県民税 鳥取県東部県税事務所 課税課事業税担当
鳥取市立川町6丁目176 電話(0857)20-3515

■法人事業税 鳥取県東部県税事務所 課税課事業税担当
鳥取市立川町6丁目176 電話(0857)20-3515

■不動産取得税 鳥取県東部県税事務所 課税課不動産取得税担当
鳥取市立川町6丁目176 電話(0857)20-3517

■法人税 鳥取税務署法人課税部門
鳥取市富安2丁目89番地4 電話(0857)22-2141

■登録免許税 鳥取地方法務局
鳥取市東町2丁目302番地 電話(0857)22-2191

6 告示事項と規約に変更があった場合

認可地縁団体は、以下の場合に市(協働推進課)に届出または申請が必要です。

1 告示事項の変更

1-1 告示事項とは

告示事項とは、認可地縁団体の以下の9つの事項を指します。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地(代表者等の住所と同一の場合は除く)
- ⑤ 代表者の氏名
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名)
- ⑦ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名)
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

※なお、代表者の住所については、告示事項とはなりませんが、台帳に記載が必要な項目のため、転居等で住所に変更があった場合は同様に届出が必要です。

1-2 告示事項に変更があったら

認可地縁団体は、認可時の告示事項に変更が生じたときは、代表者はすみやかに市長に対して届出が必要です。

また、代表者及び主たる事務所の所在地等を変更した場合には、それぞれ鳥取市市民税課に「法人設立（設置）・異動申告書」を、鳥取県東部県税事務所課税課に「法人の異動・変更届出書」を提出する必要があります。

【届出に必要なもの】

■鳥取市協働推進課

- ・告示事項変更届出書…（P. 54）
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録など）…（P. 55）
- ・申請者が代表者であることを証する書類（承諾書）…（P. 56）

■鳥取県東部県税事務所課税課

- ・法人の異動・変更届出書

2 規約の変更

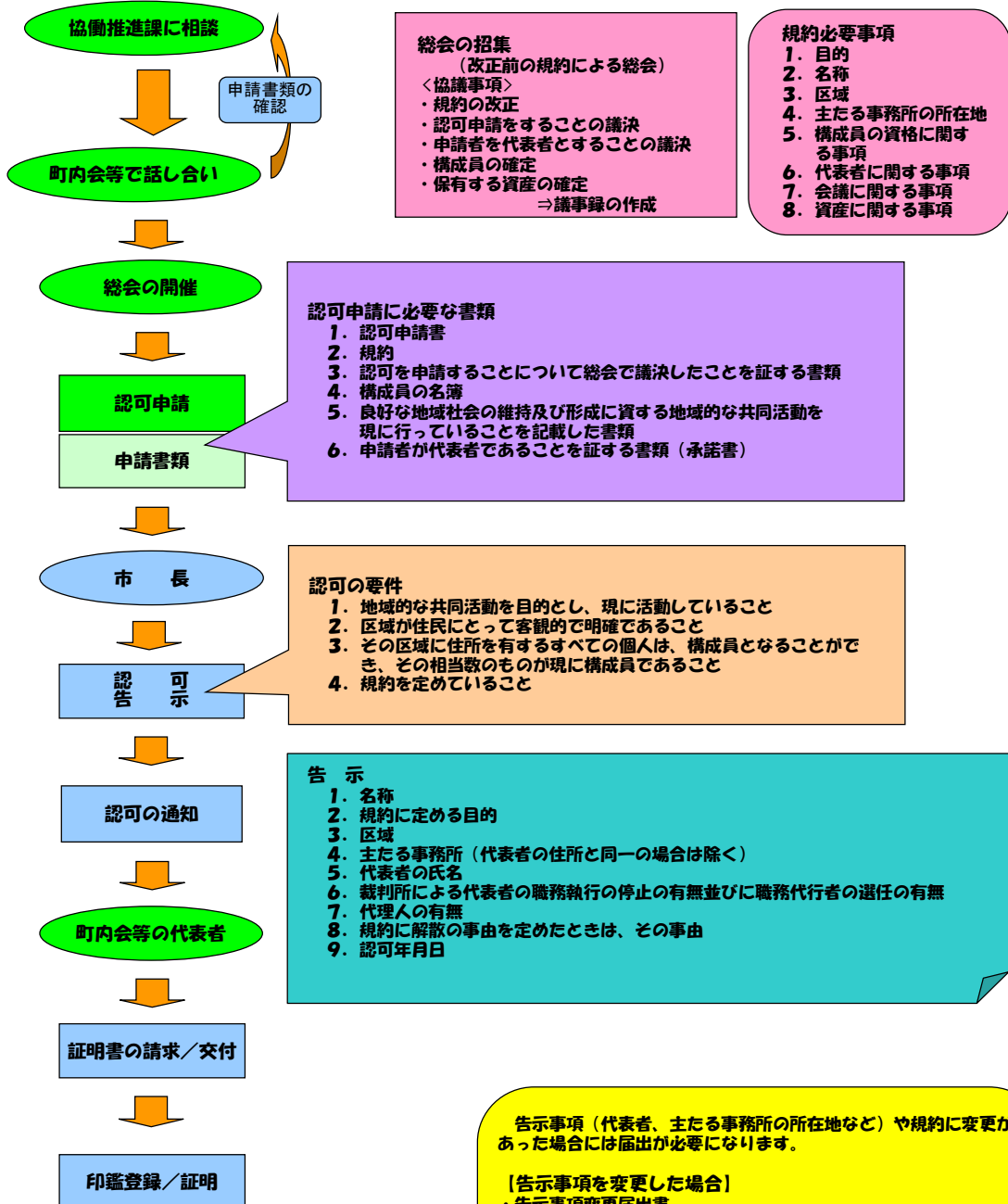
認可地縁団体は、規約を変更した場合にも、代表者は市（協働推進課）に申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- ・規約変更認可申請書…（P. 57）
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類（様式は任意）
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録など）…（P. 58）
- ・規約（改定後）

以上をまとめると、次のような流れになります。

地縁団体の認可申請手続



地縁団体認可後、次の届出が必要になります。
①法人設立（設置）・異動申告書 → 鳥取市市民税課
②法人の設立等届出書 → 鳥取県東部総合事務所課税課
③収益事業開始届等（収益事業を始めたとき）
・鳥取税務署
・鳥取市市民税課（平成21年度から）
・鳥取県東部総合事務所課税課（平成21年度から）

告示事項（代表者、主たる事務所の所在地など）や規約に変更があった場合には届出が必要になります。

〔告示事項を変更した場合〕

- ・告示事項変更届出書
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）
- ・申請者が代表者であることを証する書類（承諾書）

〔規約を変更した場合〕

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録など）
- ・規約（改定後）

7 認可地縁団体の注意事項

- ◆ 法律上、権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- ◆ 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上も公法人ではなく、公共団体その他行政機関の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動については、市長は一般的監督権限をもちません。
- ◆ 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- ◆ 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当に差別的扱いをしてはいけません。
- ◆ 特定の政党のために利用してはいけません。

8 認可の取り消し、法人の解散・破産

1 認可の取り消し

前述2の認可の要件で挙げた以下の4つの要件のいずれかを欠くこととなったとき、または不正な手段により認可を受けたとき、市長は認可を取り消すことができます。

- ①地縁による団体のある区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることと認められること。
- ②その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③その区域に住所のあるすべての個人が構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

2 認可地縁団体の解散

2-1 認可地縁団体が解散する場合

認可地縁団体は、以下の場合に解散します。

- ① 規約で定めた解散事由の発生
- ② 破産手続開始の決定
- ③ 認可の取消し
- ④ 総会の決議（規約に定めない場合は、総会において構成員の4分の3以上の同意が必要です）
- ⑤ 構成員が欠けたこと

2-2 必要な手続き

認可地縁団体が解散した場合には、市（協働推進課）まで直接ご連絡ください。

2-3 残余財産の帰属

解散した認可地縁団体の残余財産は、以下のとおり帰属されます。

- ① 規約で指定された者に帰属
- ② 総会の議決により、当該認可地縁団体の目的に類似する団体に帰属（この場合市長の認可が必要）
- ③ ①、②により処分されない財産は、鳥取市に帰属

3 認可地縁団体の破産

3-1 破産手続の開始

認可地縁団体は、債務を完済することができなくなった場合には、裁判所に代表者または債権者が申し立てを行うことにより（裁判所の職権によっても可）、破産手続を開始します。

この場合、当該認可地縁団体は解散になりますので、協働推進課までご連絡ください。

※ 裁判所の監督について

認可地縁団体の解散及び清算については、裁判所が監督を行うことになります。

9 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

地方自治法の改正（平成27年4月1日施行）により「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」が創設され、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存または移転の登記の申請をすることを可能とする特例を設けるものとされました（地方自治法第260条の46および第260条の47関係）。

特例の対象となる場合

次の4つのいずれの要件にも該当し、かつこれらを疎明するに足る資料がある場合に対象となります。

1. 認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。

（疎明資料の例）

- ・地縁による団体が認可を申請する旨を議決した総会議決資料のうち保有する資産の確定について確認できるもの又は地縁による団体の代表者が認可申請書に添付した「保有資産目録」もしくは「保有予定資産目録」
- ・上記の資料に申請不動産の記載がないときは、申請不動産を所有するに至った経緯等がわかる認可地縁団体の「総会議決資料」など

2. 認可地縁団体が、当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。

（疎明資料の例）

- ・申請現在と10年以上前の「事業報告書」「公共料金の支払領収書」「固定資産税課税台帳の記載事項証明」「固定資産税の納税証明書」「閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本」「旧土地台帳の写し」等の資料
- ・上記の資料の入手が困難な時は、その理由書と併せて隣地の所有登記名義人や地域の実情に精通した者による証言書面、占有を証する写真等

3. 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。

（疎明資料の例）

- ・登記名義人が構成員であることが確認できる「認可地縁団体の構成員名簿」
- ・上記の資料の入手が困難な時は、その理由書と併せて地域の実情に精通した者による証言書面

4. 登記関係者（相続人を含む）の全員又は一部の所在が知れないこと。

（疎明資料の例）

- ・ 登記記録上の住所での住民票及び住民票の除票が存在しないことの証明
- ・ 「宛先人不明」として返還された配達証明付き郵便
- ・ 精通者等が「登記関係者の現在の所在を知らないこと」についての証言を記載した書面

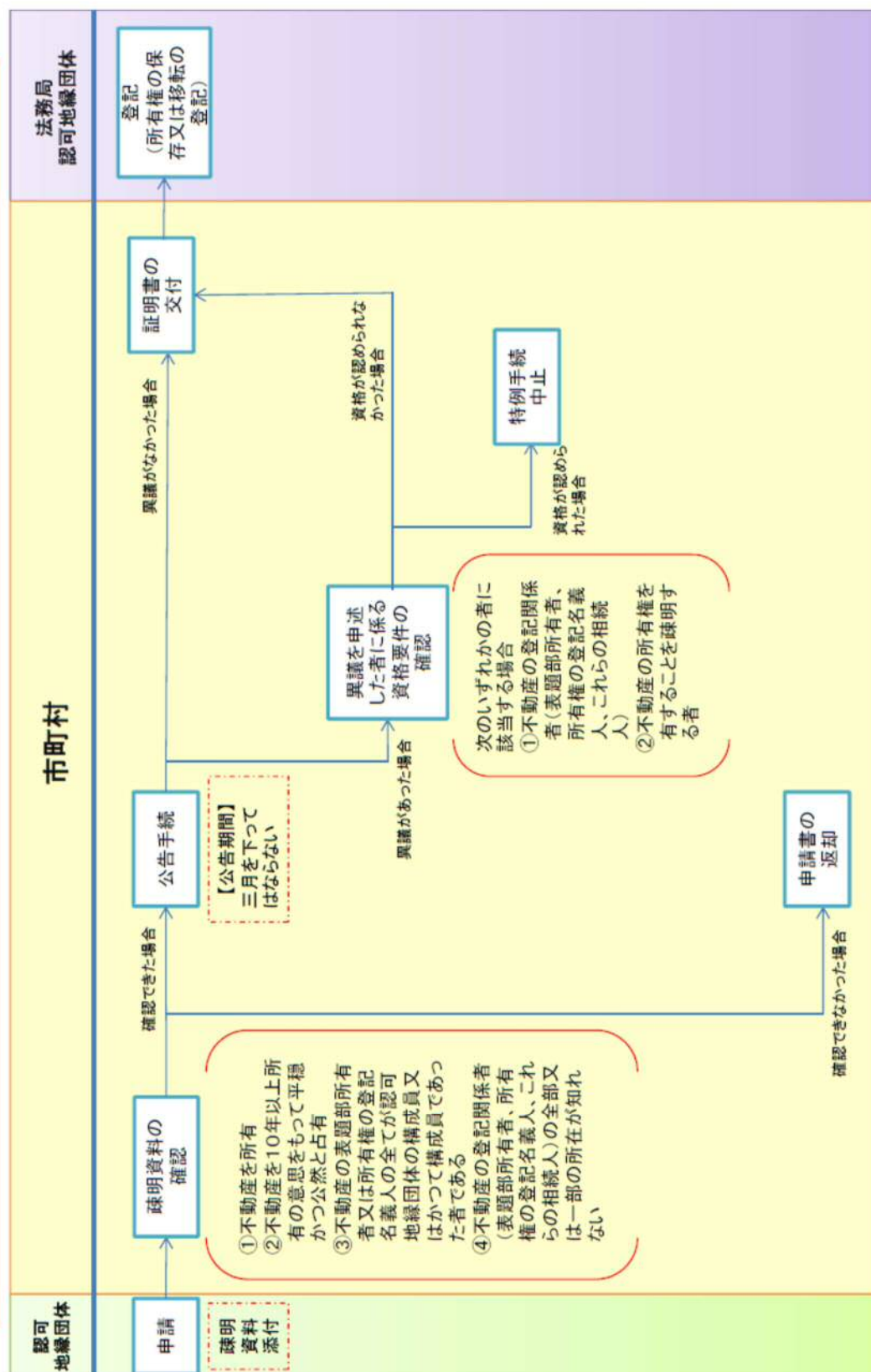
登記までの流れ

1. 相続人の所在が分からない等により登記等ができない場合、市に疎明資料を添付のうえ「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（P. 59）」を提出します。
2. 市は、提出された疎明資料により要件を確認します。
3. 市は、提出された疎明資料により要件が確認できた場合、当該不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある関係者は市に対し異議を述べるべき旨の公告を行います。
4. 3か月以上の公告期間において、異議の申し出がなかった場合は、異議の申し出がなかった旨の証明書を交付します。
5. 法務局において所有権の保存または移転登記を申請できます。

公告に対する異議申し出について

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（P. 60）」により申し出てください。

認可地縁団体の特例に係るフローチャート



出典：総務省HP

10 よくある質問

Q1 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか？

A 地方自治法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体であっても認可の対象になります。

Q2 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象になりますか？

A なります。地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。

Q3 不動産を取得する場合には法人格の取得は義務ですか？

A 義務ではありません。町内会等で必要性を十分に協議したうえで決定してください。

Q4 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか？ また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか？

A 認可を受けた地縁による団体の構成員は、個人としてとらえることとなり、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することとなります。

ただし、世帯単位で活動し意思活動を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票（世帯で1票になる計算）」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。（規約例に詳細を記述）

Q5 会員は個人とありますが、会費の支払いはどうなるのでしょうか？

A 従来どおり、世帯単位で徴収するのが一般的であると考えられます。

Q6 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか？

A 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域に住所を有すること以外に年齢、性別、国籍等の条件をつけることができないとされています。したがって、未成年者を構成員から除外することはできません。

ただし、その地域に住所を有するすべての人（町内会等未加入世帯、子ども、外国人等を含む）のうち、過半数が構成員となっていれば、必ずしもすべての未成年者を構成員とすることは必要ではありません。

Q7 構成員の名簿には、世帯主だけではなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子どもも記載する必要があるのでしょうか？

A Q4、Q6のとおり、生まれたばかりの赤ちゃんであっても基本的には記載する必要があります。ただし、実際にはその区域のすべての個人（町内会等未加入世帯、子ども、外国人等を含む）が加入していなければ認可されないわけではなく、区域の住民の過半数の加入があれば認可されるため、必ずしも名簿に記載しなければならないということではありません。

Q8 子どもの意思はどのように確認するのでしょうか？

A 未成年者・幼児の表決権の行使については、民法の規定にしたがって、法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

Q9 認可申請時に提出する構成員名簿には何を記入すればよいですか？

A 構成員の氏名・住所のみを記載したものでよく、年齢、性別、電話番号等は必要ありません。また、自署である必要はありません。

Q10 構成員名簿は毎年（あるいは変更がある場合）市に提出する必要があるのでしょうか？

A ありません。ただし、総会での議決にあたり、会員数の把握が必要となることから、構成員に変更があるごとに町内会等で手入れをする必要があります。

Q11 事業報告書や収支決算書などの総会の資料は、毎年市に提出する必要があるのでしょうか？

A ありません。ただし、代表者の変更など、告示事項の変更が行われた際に、告示事項変更届出書と一緒に、参考資料として提出していただくことはかまいません。

Q12 法人格を取得するまでの期間はどのくらいでしょうか？

A 規約変更には総会の開催が必要になるため、市へ申請するまでの準備期間としては、半年から1年が標準的な期間のようです。市では、予め町内会等と十分に協議・準備した後、申請を受け付けますので、申請が行われてからは1～2週間以内で地縁による団体として認可します。

Q13 町内会等の通常の運営も変わるのでしょうか？また、表決の方法で注意すべきことはありますか？

A 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえられることになるので、個人が各々1個の表決権をもつことになります。したがって、法人化前後で会員数に変化があると考えられ、その結果、定足数と表決権にも変化があると思われることから、総会における表決権の行使にあたっては、この点に十分注意する必要があります。

また、各個人の表決について、他の会員に意思表示を委任する場合には、世帯の代表者または会員に、委任状等により委任することになります。このとき、委任状等では、代理人に一切の権限を委任することもできますし、総会に提案される議案のそれぞれについて、賛成・反対の意思を表示した委任を行うこともできると考えられます。いずれの方法を取るかは各認可地縁団体に委ねられますが、会員一人ひとりの表決権の行使を妨げることをないように留意する必要があります（次ページに委任状、議決権行使書の例を記載）。

例 1 委 任 状

下記の会員は、〇〇〇〇を代理人と定め、下記事項を委任いたします。

記

令和 年度〇〇町内会定期総会議案に関すること

令和 年 月 日

委任会員名	(	)	(	)	(	)
	(	)	(	)	(	)

例 2 議決権行使書

私は令和 年度〇〇町内会定期総会の議案につき、下記のとおり議決権を行使します。

第 1 号議案	(	賛	・	否	)
第 2 号議案	(	賛	・	否	)
第 3 号議案	(	賛	・	否	)
第 4 号議案	(	賛	・	否	)
第 5 号議案	(	賛	・	否	)

令和 年 月 日

氏名

印

Q14 法人格を取得すると市の管理下におかれるのでしょうか？

A 市は町内会等が権利義務の主体となるための必要な要件を満たしているかを確認するもので、指揮監督下におくものではありません。また、認可後についても、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限をもちません。

Q15 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか？

A 地縁による団体の性格を勘案すると、「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されます。

Q16 法人格を得るまでの手続きにお金がかかるのでしょうか。

A 市に対する法人格を得るための手続きにお金がかかりません。ただし、認可後、不動産登記等を行う際に、当該団体が認可地縁団体であることを法務局に示すために必要となる証明書（市が交付）の交付には手数料がかかります（1通につき300円）。

また、不動産登記については、通常の不動産登記と同様の登録免許税がかかります。

Q17 現在町内会等の不動産が住民の共有になっていますが、地縁による団体として認可されるには、持分権を有さず新しく会に入会してきた住民も会員になれると聞きました。そうすると、その財産について、それらの住民にも「権利」がもたらされ、自らの持分を失ってしまうのでしょうか？

A 当該不動産は本来的に町内会等の財産であり、それが不動産登記された時点では、認可地縁団体の制度がなかったことから、やむを得ず会員の共有登記にしたものと思われます。従って、それらの財産は登記簿上所有権者となっている者の純粋な個人資産ではありません。

それゆえ、単に委任を受けて、見かけ上持分権があるように不動産登記されているだけであり、本来の所有権者である町内会等の名義で不動産登記され、その財産の処分等については、認可地縁団体の会員全員で決していくべきものと言えます。

Q18 地方自治法第 260 条の 18 第 3 項に規定される電磁的方法による表決とは具体的に何を指しますか？

A 具体的には、電子メールなどによる送信、Web サイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

これは、いずれの方法についても、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないものとするためです。

Q19 電磁的方法による表決を行うためには、「規約又は総会の決議」が必要となりますが、すでに規約に書面や代理人による表決の規約がある場合に規約の改正は必要なのでしょうか？

A 地方自治法第 260 条の 18 第 4 項の規定により規約が優先的に適用されるため、電磁的方法による表決ができる旨の追記が必要となります。

なお、現行の規約に書面や代理人による表決の規定がない場合において電磁的方法による表決を可能とするためには、その旨を規約又は総会の決議のうち各団体において選択した方法により定める必要があります。

新たに規約を定める場合であって、「書面による表決」「代理人による表決」に加えて「電磁的な方法による表決」を可能にしようとする場合には、これらの方法のいずれも可能である旨を記載する必要があります。

総会の決議による場合は、例えば「以後継続的に電磁的方法による表決を可能とする決議」「毎年その都度電磁的方法による表決を可能とする決議」など、地域の実情に応じて決議の内容を決定することが考えられます。その決定をするための総会の開催時期についても法令上特段の定めはありませんので、それぞれの団体の実情等に応じて適切に判断いただくことになります。

目次(資料編)

【認可申請】

- P28 [File_01] 認可申請書
P29～39 [File_02] 規約の参考例
P40～41 [File_03] 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会議事録等）の参考例
P42 [File_04] 構成員の名簿
P43 [File_05] 申請者が代表者であることを証する書類（承諾書）

【認可地縁団体証明】

- P44 [File_06] 認可地縁団体証明書交付請求書
P45 [File_07] 委任状

【認可地縁団体印鑑登録】

- P46 [File_08] 認可地縁団体印鑑登録申請書
P47 [File_09] 委任状

【認可地縁団体印鑑登録証明】

- P48 [File_10] 認可地縁団体印鑑登録証明申請書
P49 [File_11] 委任状

【認可地縁団体印鑑亡失】

- P50 [File_12] 認可地縁団体印鑑亡失届出書
P51 [File_13] 委任状

【認可地縁団体印鑑廃止】

- P52 [File_14] 認可地縁団体印鑑登録廃止届出書
P53 [File_15] 委任状

【告示事項変更】

- P54 [File_16] 告示事項変更届出書
P55 [File_17] 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録等）の参考例
P56 [File_18] 申請者が代表者であることを証する書類（承諾書）

【規約変更】

- P57 [File_19] 規約変更認可申請書
P58 [File_20] 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録等）の参考例

【認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例】

- P59 [File_21] 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
P60 [File_22] 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

(地方自治法施行規則第18条関係)

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

規約例(解説付)

〇〇町内会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防災、防火
- (5) 防犯、交通安全
- (6) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する活動
- (7) 〇〇〇〇〇〇〇
- (8) △△△△△△△

：

() その他会の目的達成に必要なこと。

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定の活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的であることが求められます。

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

地方自治法（以下「法」という。）上団体の名称についての制限はありません。したがって、「△△自治会」「××町内会」といった名称でよいと解されます。

(区域)

第3条 本会の区域は、鳥取市△△町××番地〇〇から××番地〇〇までの区域とする。

地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。また、河川や道路等による区域の表示（例：鳥取市△△町大字□のうち××川の北の区域）も、市町村内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられますが、この方法では認可後に市町村が行う「認可告示」ができないことから、鳥取市では「町又は字及び地番又は住居表示」により表示していただくこととしています。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、鳥取市〇〇町××番地△△「〇〇集会所」に置く。
(もしくは 例：代表者の自宅に置く。など)

「事務所」とは、地縁による団体として一を限り設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものです。事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。規約の定め方としては、表記のように住居表示又は地番及び家屋番号により定める他、「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という規約の定め方も可能と考えられます。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、ここにいう「住所」とは、民法第22条及び第23条にいう「住所」であり、その個人の「生活の本拠」を指すのであって、住民票にいう「住所」とは異なります。また、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能と考えられます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費は会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第36条に定める特別議決事項となりますので、表記のように定めて年1回の通常総会で年度毎に定めることが適当と考えられます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

本条第1項は入会手続を定めるものですが、入会申込書の様式は、役員会(第25条)で定めたり、会の細則(第40条)で定めたりすればよいものです。また、入会申込書は会長に提出することとしています。会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長の他に役員やブロック長などに提出することとしてもよいものと考えられます。

本条第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体

の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また法第260条の2第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られることとなります。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

前条第1項に定める入会手続きと同様の考え方によりますが、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められないと解されます。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

地縁による団体については、法第260条の5に規定されているように代表者(会長)を1名必ず選出する必要がある、また、法第260条の11項で規定されているとおり、1人または数人の監事を置くことが適当です。

このように、地縁による団体の代表権は代表者(会長)一人に帰属するものと法律上定

められていますので、監事の他に役員を置かず、会長を欠くこととなった場合には直ちに総会で会長を選任する旨を規約に定めることも考えられます。しかしながら、表記のように、会長が不慮の事故等により職務を行えなくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいと言えます（ただし、副会長による会長の事務の代行は法律行為には及びえないことから、直ちに後任の会長を選任すべきです。）。

その他の役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から、「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。

なお、役員の選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

（1）職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

役員の任期は、法律上特に定めはありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。また、事務執行上支障が生じないよう本条第3項の定めを置くことが望まれます。

なお、役員の解任の手続を定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も本条第4項のように個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続を定めることが適当です。

第4章 総会

（総会の種別）

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第14条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）事業計画及び収支予算に関すること。

（2）事業報告及び収支決算に関すること。

（3）規約の制定改廃に関すること。

- (4) 役員の選出に関する事。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関する事。

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決でき（法第260条の16参照）、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできないものです。

なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれることは当然と言えます。

（総会の開催）

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

総会は、法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、法第260条の4の規定により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があることに留意する必要があります。

本条第2項第2号は、法第260条の14第2項に規定されているものであり、「5分の1」の定数を規約において増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

（総会の招集）

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

総会の開催権限は会長が有するものですが、第16条第2項第2号及び第3号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては総会を招集する必要があります。したがって、第2項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。

第3項は、法第260条の15の規定であり、「少なくとも5日前までに」通知を行う必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合における出席とは、第22条第1項に規定する書面表決等を行った会員を含む。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ××××××××

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第21条及び第22条は、法第260条の18に則る規定です。したがって、第21条第1項において会員は各々1箇の表決権を有することが定められているところですが、従来の自治会、町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われます。そうしたことを勘案して、第21条第2項の規定(特定事項について世帯の表決権を1票とすること)を設けることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決については同項の適用が認められず、規約に定めることとなる事項(代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等)についての決定も規約の変更となるため同項の適用は認められないと解されます。また、代表者や監事の選任も、同項を適用することは適当とは考えられません。

なお、同項を適用する場合においても、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か一人に表決権を委任することにより表決権を集中することとなります。ただし、未成年の場合には、民法の定めるところ(法定代理人の同意)により、表決権の行使が行われることとなります。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、告示事項の変更を届け出る場合や、規約変更認可を市町村に申請する場合などに求められることから、表記のとおり、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は、会務の執行を監査する職務

上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。もっとも、監事は役員会の構成員にはなれません（表決権は有せません）が、役員会に出席できることとすることは可能と考えられます。なお、役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるよう配慮すべきと考えられます。

第 6 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （１） 別に定める財産目録記載の資産
- （２） 会費
- （３） 活動に伴う収入
- （４） 資産から生ずる果実
- （５） その他の収入

（資産の管理）

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇〇会員の〇分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

地縁による団体が法人格を取得する目的は地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにありますが、法人格の取得により、団体名義で資産の登記・登録をすることが可能となります。資産については法第 260 条の 2 第 3 項第 8 号に基づき、規約において資産に関する事項を定めておく必要があり、資産に関する事項としては、流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておくことが適切です。「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、表記のように「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡便と考えられます。なお、「財産目録」は、法第 260 条の 4 に基づき設立時及び毎年（年度）初 3 か月以内に作成することとなっています。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うことが適当と考えられますが、会の活動上重要な資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。このため、第 31 条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産を決定しておくことが適当です。なお、議決にあたっては、少なくとも「出席会員の 4 分の 3 以上」の承諾を得ることが望ましいですが、それ以上であれば任意に定めることができます。

また、資産の管理は会長が行うものですが、日常の出納事務は、先に述べたように役員として「会計」を設けた時は、「会計」が出納その他の会計事務を行うこととなります。

（事業計画及び予算）

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認にかからしめる必要があります。財産目録は、先に述べたとおり年度終了後3か月以内に作成しなければならないこととされているため、事業報告や決算も年度終了後3か月以内に総会で承認を得る必要があります。

ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回行うことが必要となりますが、通常総会は、年度終了後3か月以内に（多くは1月、4月などに）1回行うのが通例と考えられ、第16条第1項もそのように定めています。

したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

（会計年度）

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、1月1日からその年の12月31日までとか、4月1日から翌年3月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、鳥取市長の認可を受けなければ変更することはできない。

本条は法第260条の3に規定されているものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、規約の変更は「規約変更認可申請書」により市町村長の認可を要するものです。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

本条は、法第260条の20に規定されているものであり、①規約で定めた解散事由の発生、②破産手続開始の決定、③認可の取消し、④総会の決議、⑤構成員の欠亡の場合に、当該地縁による団体は解散（法人としての権利能力の消滅及び団体自体の解散の両方を含む。）することになります。なお、表記の他の解散事由を規約に定めることも可能です。

また、第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって変えることはできません。総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

本条は、法第260条の31に規定されています。同条第1項に基づき、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することも可能ですが、営利法人に寄付したり会員に分配する旨を定めたりすることは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。また、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を明らかにすることは困難でもあります。

したがって、表記のように、規約において帰属権利者を指定する方法を定めることが適当と考えられます。ただし、この場合も、営利法人などを帰属権利者として指定することは、先に述べたように適当ではないことから、同条第2項の趣旨にかんがみ、「本会と類似の目的を有する団体」に限定して帰属権利者を指定する旨規定することが適当です。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

第40条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのです

が、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります（個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません）。

なお、細則としては、「弔慰金規定」や「旅費規程」などが挙げられます。

（連合組織）

第41条 本会は、広域的問題に対処するため、〇〇地区会、鳥取市自治連合会に参加し、連絡調整を行うものとする。

本条は、当該地縁による団体の属する地区の地区会及び鳥取市自治連合会に参加し、広域的問題に対応することを規定するものです。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

附則第1項は、認可年月日から施行する場合があります。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。

令和 年度〇〇〇町内会総会議事録

1. 日 時 令和 年 月 日
時 分開会
時 分閉会
2. 場 所 鳥取市 町 丁目 番地
〇〇〇町内会集会所
3. 現在の会員数 名
4. 出 席 者 名 (内委任状提出者 名)
5. 欠 席 者 名

〇〇〇町内会規約第 条の規定に基づき、会員過半数の出席により総会が成立する旨司会の より報告があり、午後 時開会された。

町内会長のあいさつにつづき、町内会規約第 条の規定に基づき、議長として が選出され、町内会規約第 条の規定に基づき、議事録署名人にと の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

- (1) 第1号議案 地方自治法に規定する地縁による団体の認可申請について
- (2) 第2号議案

7. 議事の審議経過

(1) 第1号議案

現在の町内会に法人格を持たせるため、地縁による団体の認可申請をしたい旨、町内会長より提案された。新規約(案)、会員、代表者、所有する不動産などについて協議の結果、全員一致で次のとおり議決した。

①現町内会長 を代表者として、地縁による団体の認可申請を行う。

②別添の規約を令和 年 月 日より施行する。

③会員は町内会則に定める区域内に住居を有する全ての個人とし、本会に入会した者とする。

④町内会所有の不動産は 番地の土地とする。

(2) 第2号議案

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣した。

令和 年度〇〇〇町内会総会の議事を記録した。

令和 年 月 日

議 長

印

議事録署名人

印

議事録署名人

印

町内会構成員名簿

町内会)

No. _____

[illegible]

承 諾 書

私は、地方自治法第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、令和 年 月 日開催の総会の議決に従い、本件申請に関する_____の代表者となることを承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

認可地縁団体証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する団体について告示事項に関する証明書の交付を請求します。

令和 年 月 日

鳥取市長 様

請求者		
住 所		
氏 名		
請求に係る団体		
主たる事務所の所在地		
名 称		
必要部数		
謄 本		部
抄 本		一 部
使用目的		
住所表示（原則非表示）		
希望する	・	希望しない
手数料（市記載欄）		

(団体証明書)

委 任 状

(代理人) 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、私の住所を表示した認可地縁団体証明書の請求に関する
一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

(委任者) 住 所

氏 名 印

(自署の場合は押印不要)

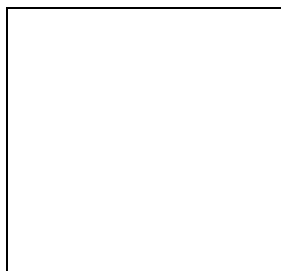
様式第 1 号（第 3 条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 様

登録しようとしている
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称	
主たる事務所の所在地	
(資格) 氏名	()
生 年 月 日	年 月 日生
住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者	☐ 本人	氏 名	印
	☐ 代理人	住 所	
		氏 名	印

（注意事項）

- 1 この申請は、登録者本人が自ら手続きしてください。
- 2 代理人による申請は、次の書類が必要です。
 - （１）代表者等の本市において登録されている個人の印鑑を押印した委任の旨を証する書面
 - （２）発行後 3 か月以内の代表者等の印鑑登録証明書
- 3 資格（ ）欄には、代表者、職務代理人、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 申請者の欄には、本市において登録されている個人の印鑑を押印し、発行後 3 か月以内の印鑑登録証明書を提出してください。
- 5 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。

(印鑑登録)

委 任 状

(代理人) 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、認可地縁団体印鑑登録に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

(委任者) 住 所

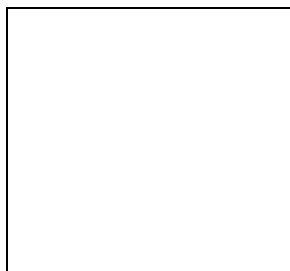
氏 名 印

認可地縁団体印鑑登録証明申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 様

登録されている
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体 の 名 称	
主たる事務所の 所 在 地	
(資 格) 氏 名	()
生 年 月 日	年 月 日生
住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 通の交付を申請します。

申請者	☐ 本 人	氏 名
	☐ 代理人	住 所
		氏 名

(注意事項)

- 1 この申請は、登録者本人が自ら手続きしてください。
- 2 代理人による申請は、次の書類が必要です。
 - (1) 代表者等の本市において登録されている個人の印鑑を押印した委任の旨を証する書面
 - (2) 発行後3か月以内の代表者等の印鑑登録証明書
- 3 資格 () 欄には、代表者、職務代理人、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(証明交付)

委 任 状

(代理人) 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、認可地縁団体印鑑登録証明申請に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

(委任者) 住 所

氏 名 印

認可地縁団体印鑑亡失届出書

令和 年 月 日

鳥取市長 様

認可地縁団体 の 名 称	
主たる事務所 の 所 在 地	
(資 格) 氏 名	()
生 年 月 日	年 月 日生
住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑を亡失したので届け出ます。

申 請 者	☐ 本 人	氏 名	印
	☐ 代理人	住 所	
		氏 名	印

(注意事項)

- 1 この届出は、代表者等本人が自ら手続きしてください。
- 2 代理人による届出は、次の書類が必要です。
 - (1) 代表者等の本市において登録されている個人の印鑑を押印した委任の旨を証する書面
 - (2) 発行後3か月以内の代表者等の印鑑登録証明書
- 3 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 申請者の欄には、本市において登録されている個人の印鑑を押印し、発行後3か月以内の印鑑登録証明書を提出してください。

(亡失届)

委 任 状

(代理人) 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、認可地縁団体印鑑亡失届出に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

(委任者) 住 所

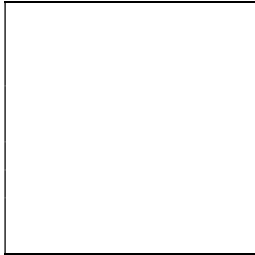
氏 名 印

認可地縁団体印鑑登録廃止届出書

令和 年 月 日

鳥取市長 様

廃止しようとする
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体 の 名 称	
主たる事務所 の 所 在 地	
(資 格) 氏 名	()
生 年 月 日	年 月 日生
住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を届け出ます。

申 請 者	☐ 本 人	氏 名
	☐ 代理人	住 所
		氏 名

(注意事項)

- 1 この届出は、登録者本人が自ら手続きしてください。
- 2 代理人による届出は、次の書類が必要です。
 - (1) 代表者等の本市において登録されている個人の印鑑を押印した委任の旨を証する書面
 - (2) 発行後3か月以内の代表者等の印鑑登録証明書
- 3 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(印鑑廃止)

委 任 状

(代理人) 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、認可地縁団体印鑑登録廃止に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

(委任者) 住 所

氏 名 印

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 鳥取市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 鳥取市

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

令和 年度_____町内会 総会議事録

1. 日 時 令和 年 月 日
2. 場 所 鳥取市 (_____町内会集会所)
3. 現在の会員数 名
4. 出 席 者 名 (内委任状提出者 名)
5. 欠 席 者 名

_____町内会規約第 条の規定に基づき、会員過半数の出席により総会が成立し、開会が宣言された。

町内会長のあいさつにつづき、議長として_____が選出され、議事録署名人に_____と_____の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

- (1) 第1号議案 令和 年度事業報告及び決算(案)について
(2) 第2号議案 令和 年度事業計画及び予算(案)について
(3) 第3号議案 令和 年度町内会役員改選について

7. 議事の審議経過

- (1) 第1号議案
_____町内会長より令和 年度事業報告及び決算(案)が提案され、提案どおり全員一致で議決された。
(2) 第2号議案
_____町内会長より令和 年度事業計画及び予算(案)が提案され、提案どおり全員一致で議決された。
(3) 第3号議案
令和 年度の町内会役員について、予め役員において諮られた役員案が提案され、_____町内会長をはじめとする役員が全員一致で選出された。

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣した。

令和 年度_____町内会総会の議事を記録した。

令和 年 月 日

議 長	印
議事録署名人	印
議事録署名人	印

承 諾 書

私は、令和 年 月 日開催の総会の議決に従い、

_____の代表者となることを承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 鳥取市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 鳥取市

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
- 3 規約（改定後）

令和 年度_____町内会 総会議事録

1. 日 時 令和 年 月 日
2. 場 所 鳥取市 (_____町内会集会所)
3. 現在の会員数 名
4. 出 席 者 名 (内委任状提出者 名)
5. 欠 席 者 名

_____町内会規約第 条の規定に基づき、会員過半数の出席により総会が成立し、開会が宣言された。

町内会長のあいさつにつづき、議長として_____が選出され、議事録署名人に_____と_____の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

- (1) 第1号議案 規約の変更について
- (2) 第2号議案
- (2) 第3号議案

7. 議事の審議経過

- (1) 第1号議案
_____町内会長より規約の変更が提案され、提案どおり全員一致で議決された。
- (2) 第2号議案
_____町内会長より _____が提案され、提案どおり全員一致で議決された。
- (3) 第3号議案
令和 年度の町内会役員について、予め役員において諮られた役員案が提案され、
_____町内会長をはじめとする役員が全員一致で選出された。

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣した。

令和 年度_____町内会総会の議事を記録した。

令和 年 月 日

議 長	印
議事録署名人	印
議事録署名人	印

申請書様式（第二十二條の二の五関係）

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

（別添書類）

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

申出書様式（第二十二条の三関係）

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

異議を述べる者の氏名及び住所
氏 名
住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

- (3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
- ☐ 住民票の写し
- ☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

2026（令和8）年10月改訂

鳥取市市民生活部協働推進課

〒680 - 8571 鳥取市幸町7-1

電話(0857)30 - 8176

電子メール:kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

《参考文献》

「第4次改訂版 自治会、町内会等法人化の手引
(令和5年12月11日 第1刷発行)」

編集：地縁団体研究会

発行：株式会社 ギョウセイ